

平成28年

第1回市議会定例会 議案第43号

函館市職員退職手当条例の一部改正について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例

函館市職員退職手当条例（昭和59年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項または第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附則第16項を附則第18項とし、附則第15項の次に次の見出しおよび2項を加える。

（司法修習を終えて再び職員となつた場合の退職手当の計算の特例）

16 職員のうち、裁判所法（昭和22年法律第59号）に基づく司法修習生となるため退職した者が司法修習を終えた後、他に就職することなく再び職員となつた場合の第9条の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

17 前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する退職手当の額は、第2条の4から第5条の3までおよび第7条から第7条の5までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

司法修習を終えて再び職員となった場合の退職手当の計算の特例を定め、および行政不服審査法の全部改正に伴い規定を整備するため